

取引業者の皆様へ

本学は、公的研究費等の不正使用を防止し、不正使用が起きない、起こさない環境作りに取り組んでいます。

1. 公的研究費の不正使用とは

本学教職員からの依頼により、実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態のあったものとして大学へ提出して、不正に研究費を支出させることです。

2. 不正行為に対する処分

不正な取引に関与した場合には、取引停止等の措置を取ることがあります。

3. 誓約書の提出

物品購入・請負等に関する取引を行う際に、必要に応じて誓約書の提出を求めることがあります。

4. 公的研究費等の不正使用に係る通報窓口

本学教職員から架空発注や虚偽の書類作成等、不正と思われる取引の要請等があった場合は、引き受けず、相談及び通報窓口へご相談もしくは通報をお願いします。通報により、不利益な取り扱いを受けることはありません。